

第3回災害対応の総合的な検証会議における委員意見に対する修正点

委員意見	対応
<p>1 自主防災組織の担い手が不足している地域もあるため、災害時声掛け隊の創設に当たっては、自主防災組織の活動支援についても検討すべきである。 (澤田委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を充実させるため、避難行動に欠かせない声掛け隊の養成に当たって自主防災組織そのものの人員増を図り、地域防災の担い手を確保する。 ・地域防災の要となる消防団については、設置する市町村が処遇改善に努めているほか、府も①消防団の地域での活動力の強化を目指した交付金を交付、②災害時の救助活動に備えて消防ポンプ車や資機材を多機能化するために補助、③若手団員の増を図るべく大学ごとに防災サークルを立ち上げ防災活動への意識を醸成、また④令和元年度から店舗等の協力による「消防団応援の店」の制度を立ち上げるなど、ハード・ソフト両面からの支援を手厚く実施する。
<p>2 地域住民のタイムラインの作成は時間がかかる作業であり、また、作成後の活用、見直しを適切に行うことが重要。タイムライン作成を支援する府や市町村職員の研修を実施する必要がある。 (川池委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民による避難行動タイムラインの作成を支援するため、府広域振興局及び市町村の職員向けの研修を実施する。
<p>3 住民の避難行動に関する成功事例の紹介については、リアルな内容にするため、具体的な地域名等の固有名詞を表記した方がよい。(多々納委員)</p>	<p>○具体的な市町村名、地域名、新聞記事等を記載。(P53～P55)</p>
<p>4 要配慮者利用施設について、避難確保計画を作成したくても作成できない施設があるため、避難確保計画の策定を支援する仕組みをつくるべきである。 (多々納委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携して、水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法で避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対して、国土交通省「講習会プロジェクト」を活用した講習会(令和元年度は3市町で実施)を実施する。また、避難確保計画を作成する際、作成例を示して、市町村とともに助言をし、訓練等を通じて実効化を図る。
<p>5 内水氾濫に係る対応策については、さらに記載を充実すべき。(牧座長)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、国、府、市等が連携・協力し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、支川における水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上等、内水対策を推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府(4台)、国土交通省(京都府内8台)及び、市(木津川市2台、福知山市3台、綾部市1台、舞鶴市1台(予定))と連携し、それぞれが所有する排水ポンプ車を有効に活用し、浸水被害の軽減に努める。
<p>内水氾濫のような高頻度の水害に対する地先の安全度について住民に情報提供できないか。 (多々納委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P31)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨により、全ての府管理河川において洪水浸水想定を行うとともに、内水氾濫についても過去の実績を集約し、京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。
<p>6 ダムの異常洪水時防災操作の実施に当たっては、住民に切迫度が伝わりやすい方法で情報提供する必要がある。 (多々納委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P32～P33)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページについて、より分かりやすく緊迫感が伝わる文面や画面に修正するとともに、ダム湖の貯留状況のカメラ映像を公開する。 ・異常洪水時防災操作が実施され、下流で甚大な被害が発生すると予測された場合には、市町において、緊急速報メールを活用するなど、速やかに住民に情報伝達するとともに、避難勧告等の発令を検討する。
<p>7 道路を通行規制した場合の情報提供については、住民だけでなく路線バス等公共交通機関にも速やかに行うべき。 (戸田委員)</p>	<p>○従来から各道路管理者からバス協会、バス会社等への情報提供を行っており、今後も、道路情報提供システムの周知など、情報提供を強化していく。(P41)</p>
<p>8 高速道路の通行規制の解除を迅速に行うためのタイムラインを作成したらどうか。 (多々納委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P41)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の生活への影響を最小限にとどめ、道路利用者の利便性を図るため、道路管理者と警察は道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行う。 ・道路管理者と警察は、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識をもって、より一層の早期通行規制解除に努める。
<p>9 災害時の情報提供を強化するだけでなく、複数のチャンネルで被害状況の情報を収集するなど情報収集機能も強化すべきであり、対策が必要である。 (澤田委員)</p>	<p>○以下のとおり記載。(P37)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害情報の入手手段として、電話やメール、FAX等によるほか、さらに有効に活用できるよう京都府防災情報システムを改修する。 ②災害対策本部事務局は、ツイッターやフェイスブックなどのSNSからも情報収集する。
<p>10 今年度発生した災害における消防・警察の体制についても検証を行う必要がある。 (澤田委員)</p>	<p>○以下のとおり章を起こして記載。(P38～P39)</p> <p>4 救助機関等の体制と対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省近畿地方整備局の体制と対応 (2) 自衛隊への適切な災害派遣要請 (3) 警察機関の体制と対応 (4) 消防機関の体制と対応